

愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会を開催します。

本県の小児救急医療電話相談事業（#8000）の円滑かつ効果的な運営を図ります。

1 日 時

令和7年10月23日（木）19時00分から（1時間程度）

2 場 所

県庁第一別館 11 階会議室

3 議 題

- (1) 事業実績報告
- (2) その他（非公開）

※「(2)その他」は、電話相談に係る個人に関する情報が、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項第1号に規定する情報に該当するため非公開とします。

4 傍 聴

- (1) 定員 5人
- (2) 傍聴の申込み方法等
 - ① 傍聴を希望される方は令和7年10月21日（火）17時までに電話又はFAXにより、氏名、住所、連絡先（電話又はFAX）及び会議の名称（愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会）を愛媛県医療対策課救急・災害医療グループまで御連絡ください。
 - ② 申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。（別途、傍聴の可否についての連絡は行いませんので御注意ください。）
 - ③ 別添傍聴要領に従わない場合は退場していただくことがあります。

5 小児救急医療電話相談事業（#8000）とは…

短縮ダイヤル「#8000」に電話をすれば、夜間の子どもの急な病気やケガなどについて、医療機関での受診や家庭での応急対処の方法などのアドバイスを医師や看護師から受けられるものです。（ダイヤル回線は089-913-2777に電話。）

相談時間は、平日は18時から翌朝8時まで、土曜は13時から翌朝8時まで、日曜・祝日は8時から翌朝8時まで。

相談は無料。ただし、県内通話料は利用者に御負担いただきます。



【お問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局
医療対策課 救急・災害医療グループ
TEL：(089) 912-2450
FAX：(089) 921-8004



愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会傍聴要領

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の 5 分前までに会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付は、会議開始時刻の 30 分前から行います。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2 の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。